

社会福祉法人 西崎福社会

役員等報酬基準

(趣旨)

第1条 この基準は、社会福祉法人西崎福社会 定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員選任・解任委員、評議員、理事及び監事（以下「役員等」という。）の報酬等について必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 役員等に対する報酬は無報酬とする。

(費用弁償)

第3条 会議等に出席する役員等に対して、その職務を行うために要した費用として1回あたり5,000円を弁償することができる。ただし、同一日に複数の会議等に出席する場合は、1回とみなす。

2 監事が定款第18条第2項の規定により監査を実施したときは、前項の規定を準用する。

附 則

この基準は、平成29年6月29日から施行する。